平成２４年（フ）第７７号
兵庫県西脇市野村町1794番地の275
債務者　井手　利幸
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第９号
香川県高松市十川東町998番地７
債務者　神内　広美（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１６１号
高知市鏡今井29番地１
債務者　山岡須美子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１号
静岡県富士市柚木102番地の１
債務者　望月多鶴枝
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４号
静岡県富士市柚木102番地の１
債務者　望月よう子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８号
山梨県南アルプス市鮎沢473番地　北村住宅１－６
債務者　相澤　秀臣
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９２８号
仙台市宮城野区蒲生字南屋ケ城１番地の50
債務者　青木　広子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
茨城県北茨城市平潟町176番地３
債務者　畠山　繁吉
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１５９号
茨城県高萩市本町３丁目199番地　ラゼル山王Ⅱ201
債務者　石井　喜雄
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１６４号
茨城県日立市諏訪町１丁目15番28号
債務者　稲澤　清隆
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１２号
茨城県筑西市女方18番地３　ロードハイツ302、前住所栃木県河内郡上三川町大字上蒲生457番地２
債務者　海老原信二
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４７６号
岐阜県羽島郡岐南町上印食５丁目139番地
債務者　箕浦貴美子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９１号
三重県鈴鹿市東旭が丘１丁目10番40号　フィオーレマキ４G、前住所三重県津市河芸町南黒田405番地
債務者　乙部　玲子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３３号
三重県松阪市中林町346番地３　トゥールモンドＢＧ－２
債務者　谷出　　厚
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８１号
三重県津市新立町津48番地
債務者　谷口　花菜
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８８号
三重県松阪市中林町346番地３　トゥールモンドＢＧ－２
債務者　谷出　　薫
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０５３号
大阪市西成区花園北１丁目５番４号　ペントハウス花園501
債務者　佐野喜久子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４５７号
大阪市浪速区下寺３丁目18番４号　ロイヤルハイム下寺２Ａ号
債務者　井上　進平
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部